

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

熊本市長

市町村名 (市町村コード)	熊本市 (43100)
地域名 (地域内農業集落名)	南部地区 (西村 方指崎 西牟田 今村 笛田 小原 上木部 中下木部 南高江 良町)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和8年1月23日 (第4回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

南部地区は水稲を中心とした土地利用型農業や施設園芸の花き等を中心に農業が営まれている地域である。宅地化や農業者の高齢化が進んでおり、10年先を見据えた農地の集積や、新たな担い手の確保・育成を早急に考えていく必要がある。

(2) 地域における農業の将来の在り方

将来にわたって南部地区の産地を維持するため、地域の農地は地域で守り続けるとの方針のもと、認定農業者等を中心とした意欲ある農業者へ農地の集積を進めていく。 ほ場の空き情報を収集し、近接の耕作者や担い手に繋いでいくなど、地域の農業は地域で守る体制を確立していく。
--

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	292.0 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	292.0 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

地区内の農振農用地区域を農業上の利用が行われる区域とする。 ・営農型太陽光発電事業については、以下の農地における営農型太陽光発電事業の実施について、協議の場(令和7年10月28日開催)において、地域計画の区域内の農地の効率かつ総合的な利用に支障がないことを確認した。
エリア①
熊本市南区御幸木部町 字 西井尻1376 1236㎡
熊本市南区御幸木部町 字 西井尻1377-1 1585㎡
熊本市南区御幸木部町 字 西井尻1377-2 98㎡
熊本市南区御幸木部町 字 西井尻1378-1 1678㎡
熊本市南区御幸木部町 字 築切1398-2 90㎡
熊本市南区御幸木部町 字 築切1400-2 30㎡
熊本市南区御幸木部町 字 築切1401 750㎡

熊本市南区御幸木部町	字 築切 1402	727m ²
熊本市南区御幸木部町	字 築切 1403	1798m ²
熊本市南区御幸木部町	字 築切 1404	1011m ²
熊本市南区御幸木部町	字 築切 1405-1	1312m ²
熊本市南区御幸木部町	字 築切 1407-1	757m ²
熊本市南区御幸木部町	字 築切 又1407-1	66m ²
熊本市南区御幸木部町	字 築切 又1408	95m ²
熊本市南区御幸木部町	字 築切 1408-1	661m ²
熊本市南区御幸木部町	字 築切 1409	727m ²
熊本市南区御幸木部町	字 築切 又1409	33m ²
熊本市南区御幸木部町	字 築切 1410	690m ²
熊本市南区御幸木部町	字 築切 1411-1	849m ²
熊本市南区御幸木部町	字 築切 1412-1	651m ²
熊本市南区御幸木部町	字 築切 1419	684m ²
熊本市南区御幸木部町	字 築切 1420-1	202m ²
熊本市南区御幸木部町	字 築切 1421-1	544m ²
熊本市南区御幸木部町	字 築切 1422	1256m ²
熊本市南区御幸木部町	字 築切 1423	1533m ²
熊本市南区御幸木部町	字 築切 1424-1	663m ²
熊本市南区御幸木部町	字 築切 1425-1	868m ²
熊本市南区御幸木部町	字 築切 1426	1047m ²
熊本市南区御幸木部町	字 築切 1427	938m ²
熊本市南区御幸木部町	字 築切 1428-1	671m ²
エリア②		
熊本市南区御幸木部町	字 鉾町 1482	1990m ²

注：区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針
農地中間管理機構を活用し、認定農業者や認定新規就農者等の担い手への農地の集積・集約化を図る。
(2) 農地中間管理機構の活用方針
農地中間管理機構を積極的に活用していく。
(3) 基盤整備事業への取組方針
一部の地区で事業を実施している。 今後も地元での話し合いにより必要に応じて取り組んでいく。
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針
新規就農者や農業後継者などの新たな農業者の確保を進め、将来の地域農業の担い手として育成していく。 農家の世代交代を円滑に進められるよう、県・市・JAとも連携して取り組んでいく。
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
必要に応じて取り組んでいく。

以下任意記載事項（地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください）

<input type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】